

学校番号 (48)
学校名 福岡市立那珂小学校
学校長名 池田 彰治 印
(生徒指導担当者 大島 英樹)

令和元（平成31）年度 那珂小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

校内研修として、5月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、1月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) 学校教育の全領域の中で、積極的な生徒指導を心がけ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施などを通して、いじめの早期発見に努める。
- (3) 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく。
- (4) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携を深める。
- (5) いじめ問題への対応の効果を上げるために関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図る。

<那珂小いじめゼロ宣言>

那珂っ子 みんなで 笑顔の輪

那珂っ子一人一人が相手への優しさを大事にして学校生活を送り、那珂小に笑顔がたくさんあふれて、みんなの良さが輝く学校にしましょう。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する（児童会との連携）。共同的な活動を通して、児童生徒自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場づくり」を行う。
- 日常の友達関係の中での同一行動の強化・排他的行動の有無を確かめる。生活環境の変化に気を配る。
- 月1回のアンケートを行い、児童の様子を把握する。
- Q-U等を実施する学年・学級については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「校内いじめ防止対策委員会（生徒指導プロジェクト）」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。

（2）地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、SC、SSW、えがお館、その他の関係者との連携を図るとともに、学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。
- 4月の学級懇談会で、福岡県教育委員会発刊の「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」を全学級で配付し、保護者の意識を高め、いじめの事前防止に努める。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- （1） いじめの定義を全職員が明確に理解するとともに、いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する。
- （2） 事実関係を迅速・正確に把握し、いじめを受けた側の保護者への説明をする。また、いじめに至る経緯を調査し、当事者同士以外にも目を向け、要因と背景をつかむ。
- （3） いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- （4） いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童への対応も含む）

- （1） いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を直ちに確保し、組織的に対応する。
- （2） 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- （3） 教育相談課等と連携し、被害児童生徒をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。

- (4) 小学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害児童の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修（「いじめ早期発見・早期対応リーフレット」を活用 出展：福岡県教育委員会）を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 本基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童の意見を取り入れ、児童や地域を巻き込んだものとする。
- (2) 本基本方針は、学校のホームページや学校だより等で広く周知を図る。
- (3) 本基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

- 名称
那珂小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの相談・通報の窓口

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・学校における、いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成 (別添資料 1 参照)

校長，教頭，主幹教諭，生徒指導担当，養護教諭，該当学年教諭，SSW

9 重大事態発生時の調査機関 (いじめ防止対策推進法 第 28 条関係)

(1) 組織の名称と役割

○ 名称

緊急那珂小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成 (別紙資料 1 参照)

校長，教頭，教務担当主幹教諭，生徒指導担当，児童支援加配担当教員
養護教諭，該当学年教諭，SSW，SC，スクールサポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4			校内いじめ防止対策委員会	P	
5	学校いじめ防止基本方針作成 生活アンケート 計画委員会による取組	P D PD	学校いじめ防止基本方針作成 那珂小いじめ防止対策委員会	D D	
6	Q-Uアンケート 生活アンケート(無記名) 計画委員会による取組 いじめゼロ取組月間	D D D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
7	生活習慣定着度調査 生活アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会	CA	
8	いじめゼロサミット2019参加	D	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修(Q-U事例検討会)	CA CA	
9	いじめゼロ実現プロジェクト 生活アンケート 規範教育講演会(保護者含む)	PD D D	那珂小いじめ防止対策委員会	D	
10	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	生活アンケート(無記名)	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
12	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 学校サポーター会議 学校警察連絡協議会	C A C D	
1	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	生活アンケート(無記名)	D	那珂小いじめ防止対策委員会	D	
3	生活アンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 今年度の振り返りと次年度への目標策定	C AD	